

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)
河原社会保険労務士事務所 河原 清市
埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554
メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

労災の基本の続き → 休業補償について

事業場では、半分以上でパート・アルバイトの従業員がいます。その人たちの事例も考える必要があります。では、具体例で考えることにします。

週2日勤務の従業員がいます。

月 水

3h 3h 時給は、1,000円とします。

月額給料は、3,000円×2日×4週=2万4,000円になります。

10月1日の午前中に労災事故を^{あい}遭い、その日の午後は休むとします。

10月1,2,3日で待機は完成しますので、4日から10月一杯休業をしますと、

$$1日の平均賃金 = \frac{2.4万円 + 2.4万円 + 2.4万円}{8日 + 8日 + 8日} \times 0.6 = \frac{7.2万円}{24日} \times 0.6 = 3,000円 \times 0.6 = 1,800円$$

ここで、2019年の8月1日以降の給付基礎日額の最低保障額は、3,950円ですので、1,800円ではなくて、3,950円を採用しなければなりません。

そうすると、

$$\text{保険給付} \quad (3,950円 \times 0.6) = 2,370円 \dots \dots \dots (1)$$

$$\text{特別支給金} \quad (3,950円 \times 0.2) = 790円 \dots \dots \dots (2)$$

$$\text{合計} \quad (1) + (2) = 3,160円$$

$$3,160円 \times (31 - 3) = 3,160円 \times 28日 = 8万8,480円 \quad \text{労災から支給} \quad (3)$$

ところで、最初の3日間には、労基法76条により、事業主側が考えなければなりません。

従業員が、9時から11時30分まで働き、その時に労災の事故が起こったとします。

従業員は2.5時間働いたこととなりますので、2.5時間×1,000円=2,500円

1日目の働いた分の給料2,500円と休業手当1,800円×0.6=1,080円を比べると、2,500円のほうが大きいので、2,500円を事業主側から支給されます。2,3日目については、1,800円×0.6=1,080円が支給されます。

$$\text{結論は、本人に対しては、} 2,500円 + 2,3日目の休業手当は 1,080 \times 2 = 2,160円 \\ = 2,500 + 2,160円 = 4,660円 \quad \text{事業主から} \dots \dots \dots (4)$$

(3) + (4)より8万8,480円 + 4,660円 = 93,140円が従業員に支給されます。

労基法 施行規則 第38条 労働者が業務上負傷し又は疾病にかかったため、所定労働時間の一部分のみ労働した場合においては、使用者は、平均賃金と当該労働に対して支払われる賃金との差額の百分の六十の額を休業補償として支払わなければならない。

38条の適用例は、平均賃金が5,000円で、当日働いた分が2,500円としますと、5,000 - 2,500円 = 2,500円。2,500円の60%は1,500円が休業手当になります。